

関係資料

1. 登録型派遣・製造業務派遣

業務別・雇用形態派遣労働者数の内訳

H23. 6.1 現在 総数137万人

いわゆる「26業務」
※通訳、秘書、機械設計
の業務等
(64万人)

45万人

19万人

製造業務
(26万人)

16万人

10万人

上記以外の業務
※一般事務、営業、販
売、倉庫・運搬関連、
イベント・キャンペーン
関連の業務等
(47万人)

25万人

22万人

常時雇用される労働者(86万人) 常時雇用される労働者以外の労働者(51万人)

(出典)平成23年6月1日現在の派遣事業報告(確報)における、平成23年6月1日時点の労働者数

雇用契約期間・派遣契約期間別の派遣労働者数(登録型・常用雇用手)(派遣労働者調査)

1. 雇用契約期間

(単位:%)

雇用契約期間	30日以内	30日超 3ヵ月以内	3ヵ月超6ヵ 月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超3年 以内	3年超5年 以内	5年超	期間の定 めなし
全体	4.1	32.4	18.0	10.3	9.4	2.5	2.1	21.3
常用雇用手	2.9	29.3	17.8	11.3	9.9	3.0	2.8	23.0
登録型	5.6	38.1	18.7	9.2	8.8	1.9	1.1	16.5

2. 派遣契約期間

派遣契約期間	30日以内	30日超 3ヵ月以内	3ヵ月超6ヵ 月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超3年 以内	3年超5年 以内	5年超	期間の定 めなし
全体	3.1	20.7	13.8	11.2	16.8	7.4	11.5	15.5
常用雇用手	1.7	17.9	13.4	11.5	18.3	8.9	13.5	14.8
登録型	4.8	25.6	15.5	11.3	15.9	5.6	9.2	12.1
無期雇用	2.2	12.1	10.0	9.2	15.8	7.9	14.6	28.2
有期雇用	3.2	24.3	15.5	12.3	17.4	7.6	10.7	9.0

従事する業務別の派遣労働者数(登録型・常用雇用型)(派遣労働者調査)

(単位: %)

	計	ソフトウェア開発	機械設計	放送機器等操作	放送番組等演出	事務用機器操作	通訳、翻訳、速記	取引文書作成	デモンストレーション	添乗	建築物清掃
全体	100.0	7.5	4.7	0.6	0.2	19.5	0.4	0.9	0.1	0.1	0.9
登録型	100.0	1.8	0.9	0.2	0.1	23.6	0.6	1.1	-	-	0.7
常用雇用型	100.0	12.8	8.1	1.0	0.4	15.8	0.2	0.6	0.1	0.2	1.1

26
業務

建築設備 運転、点 検、整備	案内・受付、 駐車場管 理等	研究開発	事業の実 施体制の 企画、立 案	書籍等の 制作・編集	広告デザ イン	インテリア コーディネータ	アナウン サー	OAインス トラクショ ン	テレマー ケティング の営業*	セールスエ ンジニアの 営業、金融 商品の営 業*	放送番組 等におけ る大道具・ 小道具
1.1	2.9	3.6	0.3	0.2	0.3	0.0	0.0	0.5	2.1	0.5	0.1
0.7	4.2	2.7	0.0	0.3	0.5	0.0	-	0.5	2.7	0.4	-
1.6	1.7	4.5	0.6	0.2	0.2	0.1	0.0	0.6	1.5	0.7	0.1

営業(*を 除く)	販売	一般事務	介護	医療関連 業務	物の製造	倉庫・搬送 関連業務	イベント・ キャンペー ン関連業 務	その他	不明
0.4	2.2	16.7	1.2	0.8	18.5	6.0	0.3	9.4	1.2
0.4	2.2	23.2	1.4	1.0	17.4	7.9	0.5	7.2	1.0
0.4	2.2	10.8	1.0	0.5	19.5	4.2	0.2	11.4	1.4

26
業務
以
外

資料出所: 厚生労働省「平成24年派遣労働者実態調査」

労働者派遣を利用する理由(派遣先調査)

1. 正社員ではなく派遣労働者を受け入れる理由(複数回答)

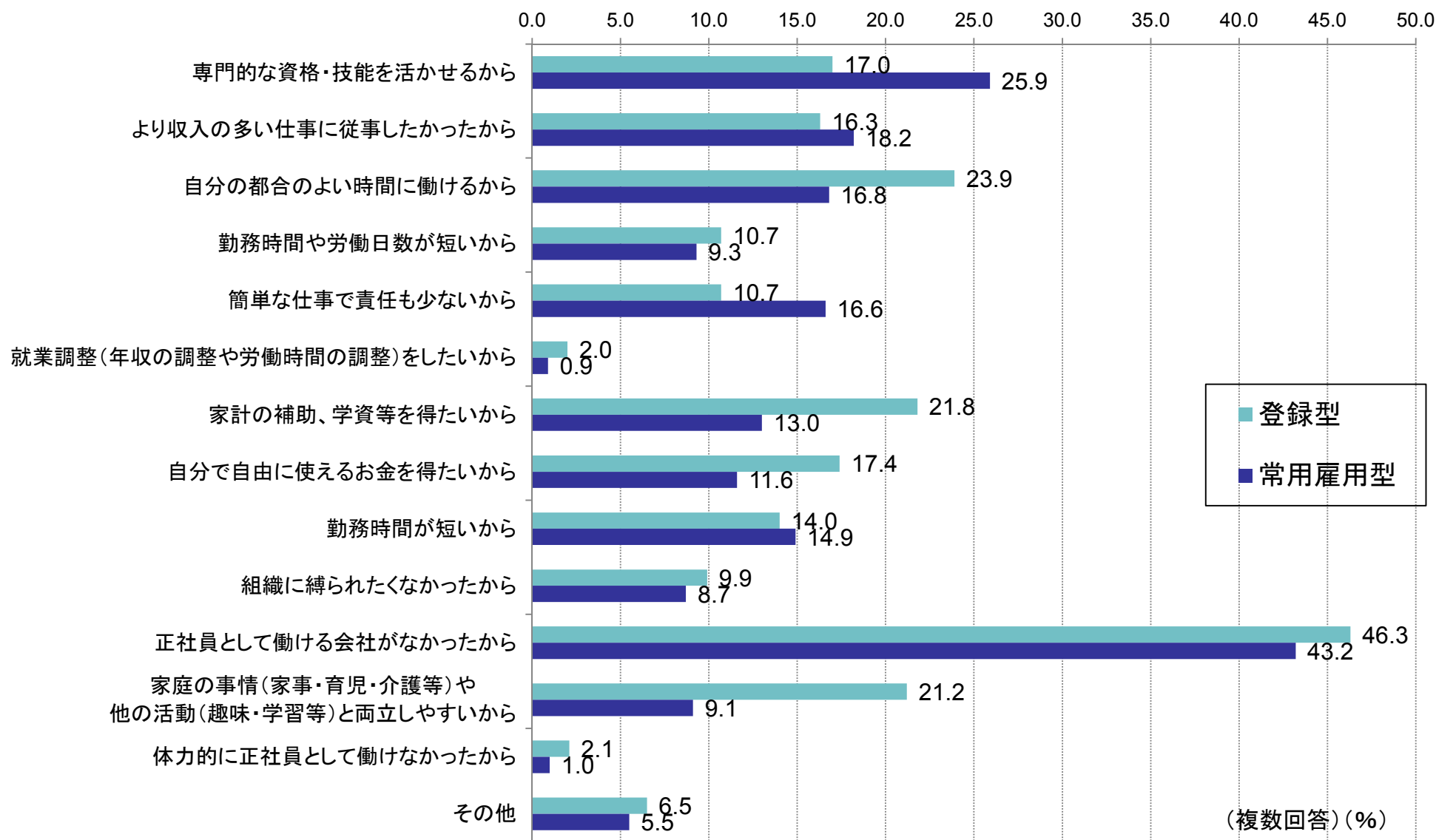
(単位: %)

	総数	一時的・季節的な業務量の増大に対処するため	必要な人員を迅速に確保できるため	専門的な知識・技術を必要とするため	専門的な知識・技術が必要無い業務であり、正社員が従事する必要が無い場合	教育訓練をする必要がないため	コストが割安なため	雇用管理の負担が軽減されるため	勤務時間が常用労働者と異なる業務であるため	雇用調整が容易であるため	正社員の数を抑制するため	不明
総数	100.0	54.9	63.6	32.2	7.1	5.5	14.8	14.6	3.7	19.1	11.1	2.4

2. パート、アルバイト、契約社員ではなく派遣労働者を受け入れる理由(複数回答)

	総数	一時的・季節的な業務量の増大に対処するため	必要な人員を迅速に確保できるため	専門的な知識・技術を必要とするため	教育訓練をする必要がないため	コストが割安なため	雇用管理の負担が軽減されるため	雇用調整が容易であるため	不明
総数	100.0	49.3	65.2	32.5	9.7	9.3	21.4	21.7	3.2

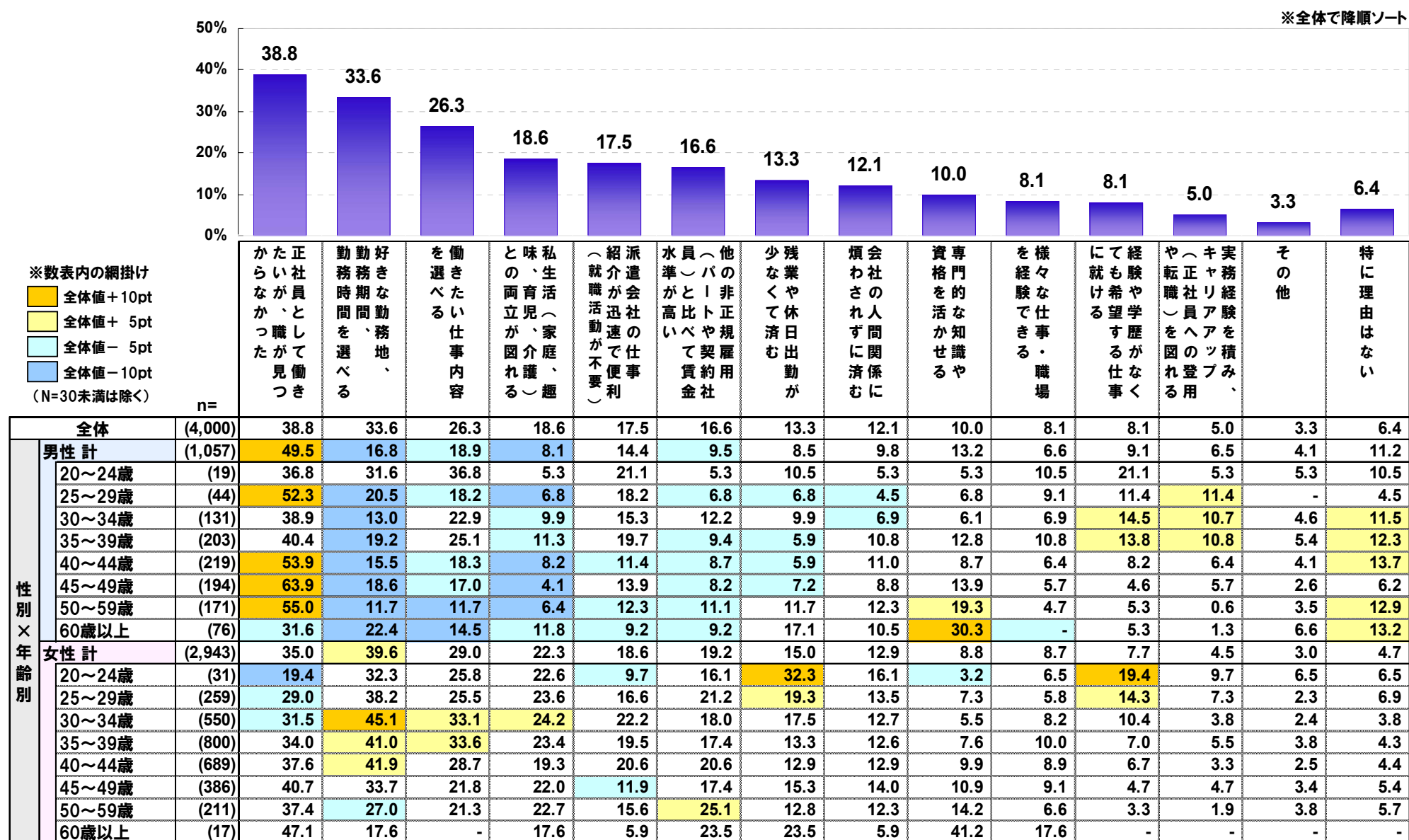
現在の就業形態を選んだ理由(派遣労働者)



(出典)厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

(注)この調査において、「登録型」とは派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく状態を、「常用雇用型」とは派遣会社に常用労働者(①期間を定めずに雇われている者、②1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者、③日々雇われている者又は1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者)であって、平成22年8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者)として雇用されている状態を、それぞれ指す。

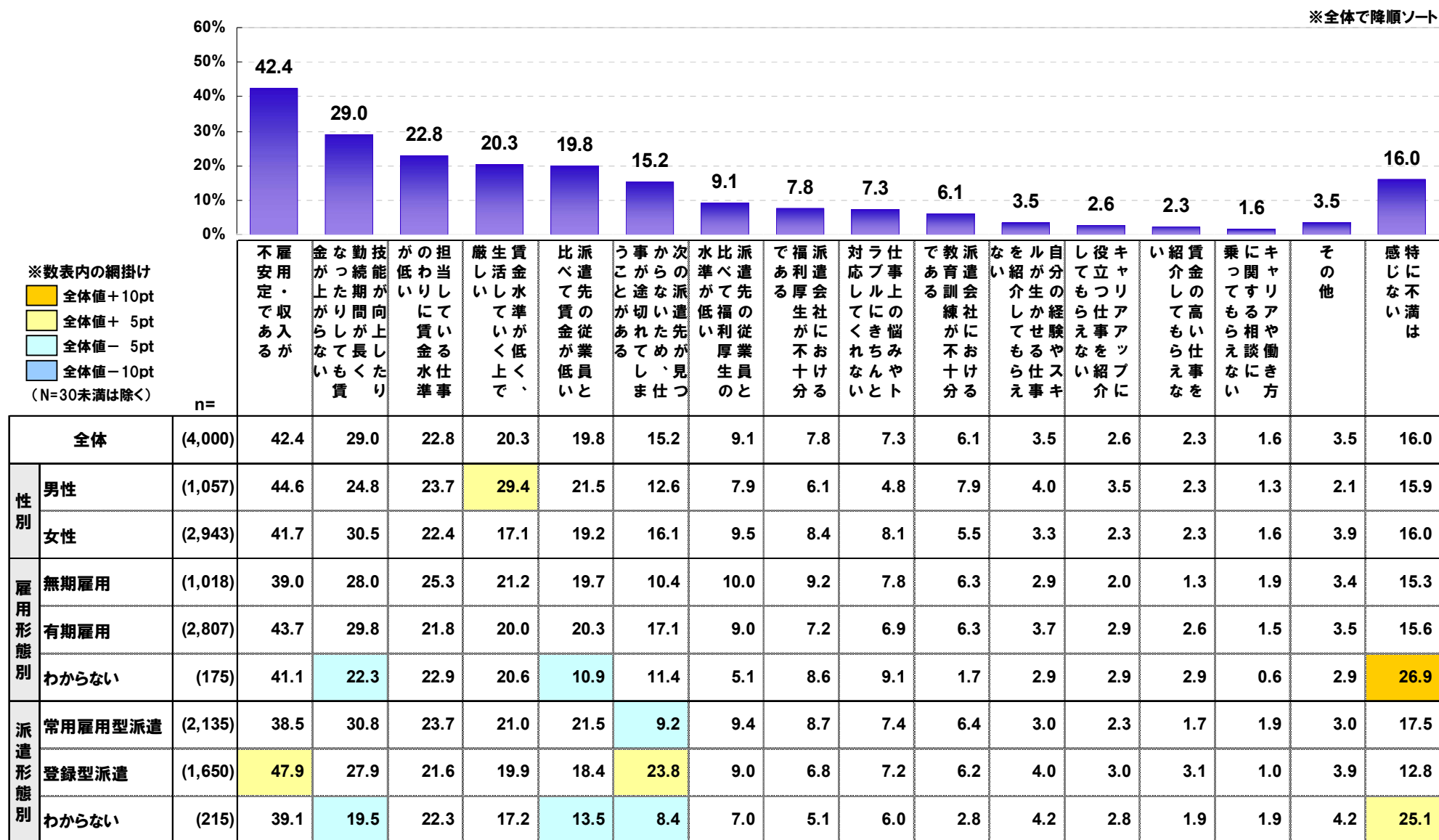
派遣という働き方を選んだ理由(性別・年齢階層別)(派遣労働者調査)



(出典) 厚生労働省職業安定局需給調整事業課「派遣労働者実態調査」(インターネットを利用したアンケート調査)(2013年3月)

(複数回答) (%)

派遣元事業主への不満(雇用形態別・派遣形態別)(派遣労働者調査)



(複数回答) (%)

(出典) 厚生労働省職業安定局需給調整事業課「派遣労働者実態調査」(インターネットを利用したアンケート調査)(2013年3月)

製造業務派遣の改正経緯

平成11年改正（平成11年12月施行）

【内容】対象業務の原則自由化（従前は26業務のみ）。

ただし、物の製造業務（産休、育休、介護休業の場合を除く）については、本則上は自由化した上で、製造業で働く労働者の割合の大きさ等を考慮して、激変緩和の視点から、附則により「当分の間、労働者派遣事業を行ってはならない」とされる。

【改正趣旨】

- ・社会経済の構造変化と現下の厳しい雇用失業情勢（有効求人倍率当時最低0.46（H11年5,6月））に対応し、労働者派遣での雇用の創出
- ・労働者と企業双方のニーズに対応
- ・労働者派遣事業の原則自由化を定めた新たな国際基準（ILO第181号条約）に対応

平成15年改正（平成16年3月施行）

【内容】附則により「当分の間」行ってはならなかった物の製造業務への労働者派遣の解禁。（附則の削除）

【改正趣旨】

- ・平成11年の見直し規定に沿った改正
- ・現下の厳しい雇用失業情勢（完全失業率当時最高5.5%（H14年6,8月、H15年4月））に対応し、労働者派遣での雇用の創出
- ・経済・産業構造の転換や国際化の進展に対応し、グローバルな面での製造業の競争力の向上を図る

平成22年提出法案(第174通常国会提出閣法第60号)における規定振り(抄)

登録型派遣の原則禁止

(常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止)

第三十五条の三 派遣元事業主は、その常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の政令で定める業務及び当該業務以外の業務であつてその業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術若しくは経験を必要とする業務又はその業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合(26業務)
- 二 第四十条の二第一項第三号又は第四号に掲げる業務について労働者派遣をする場合(産休・育休・介護休業の代替)
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者が六十歳以上の者である場合
- 四 当該労働者派遣が紹介予定派遣に係るものである場合

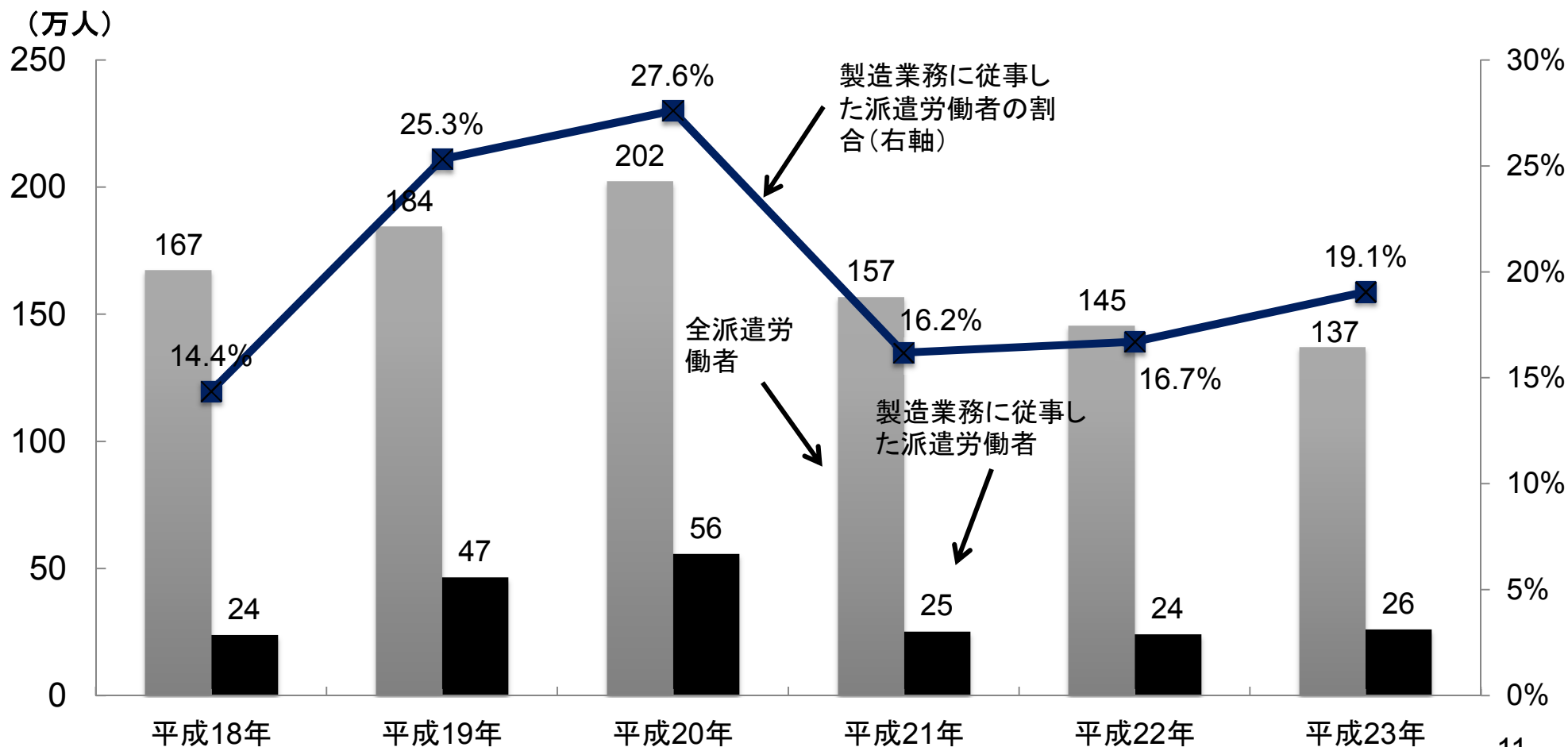
製造業務派遣の原則禁止

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 三 物の加工、組立てその他の物を製造する工程における作業として政令で定めるものに係る物の製造の業務(その常時雇用する労働者を業として行う労働者派遣(次号、次節、第二十三条第二項、第四項及び第五項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。)により当該業務に従事させる場合における当該業務を除く。)

製造業務に従事した派遣労働者数の推移

- 各年6月1日現在で製造業務に従事した派遣労働者は、平成20年に約56万人でピークとなった後、平成21年にほぼ半減し、その後25万人程度で推移している。
- 全派遣労働者に占める製造業務に従事した派遣労働者の割合は、平成21年以降若干上昇傾向にある。



※各年6月1日時点の人数

資料出所: 労働者派遣事業報告

雇用契約期間・派遣契約期間別の派遣労働者数(製造業務に従事する派遣労働者)

1. 雇用契約期間

(単位:%)

雇用契約期間	30日以内	30日超 3ヵ月以内	3ヵ月超6ヵ 月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超3年 以内	3年超5年 以内	5年超	期間の定 めなし
全体	4.1	32.4	18.0	10.3	9.4	2.5	2.1	21.3
物の製造業務	4.8	30.4	14.3	8.5	8.8	1.5	1.8	29.9

2. 派遣契約期間

派遣契約期間	30日以内	30日超 3ヵ月以内	3ヵ月超6ヵ 月以内	6ヵ月超 1年以内	1年超3年 以内	3年超5年 以内	5年超	期間の定 めなし
全体	3.1	20.7	13.8	11.2	16.8	7.4	11.5	15.5
物の製造業務	2.5	21.6	13.1	11.6	16.1	5.3	7.3	22.6

製造業の就業者の状況

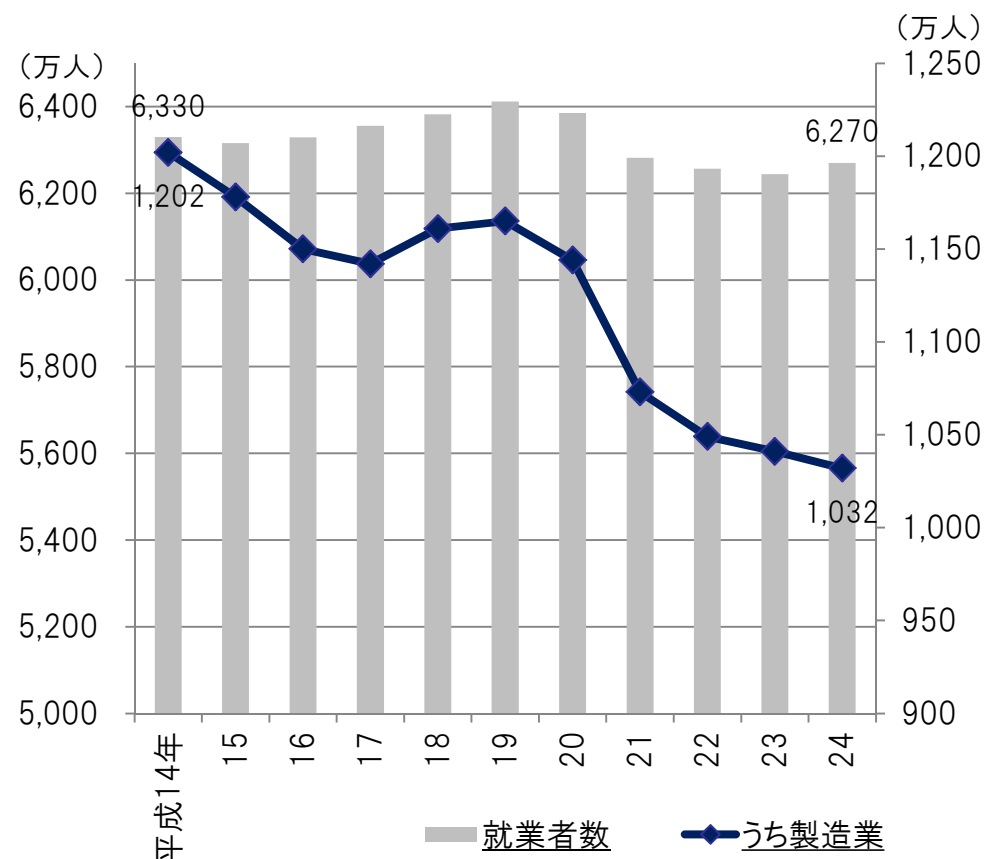
- 平成25年7月現在の就業者数は6,311万人、うち製造業の就業者は1,053万人となっている。
- また、近年では、就業者全体と比較した場合の製造業就業者の減少幅が大きい。

①平成25年7月現在の就業状況

現数値		実数 (万人)
就業者		6,311
雇用者		5,547
自営業主・家族従業者		733
(主な産業別就業者)	農業、林業	222
	建設業	472
	製造業	1,053
	情報通信業	194
	運輸業、郵便業	322
	卸売業、小売業	1,053
	学術研究、専門・技術サービス業	221
	宿泊業、飲食サービス業	375
	生活関連サービス業、娯楽業	247
	教育、学習支援業	293
	医療、福祉	741
	サービス業(他に分類されないもの)	401

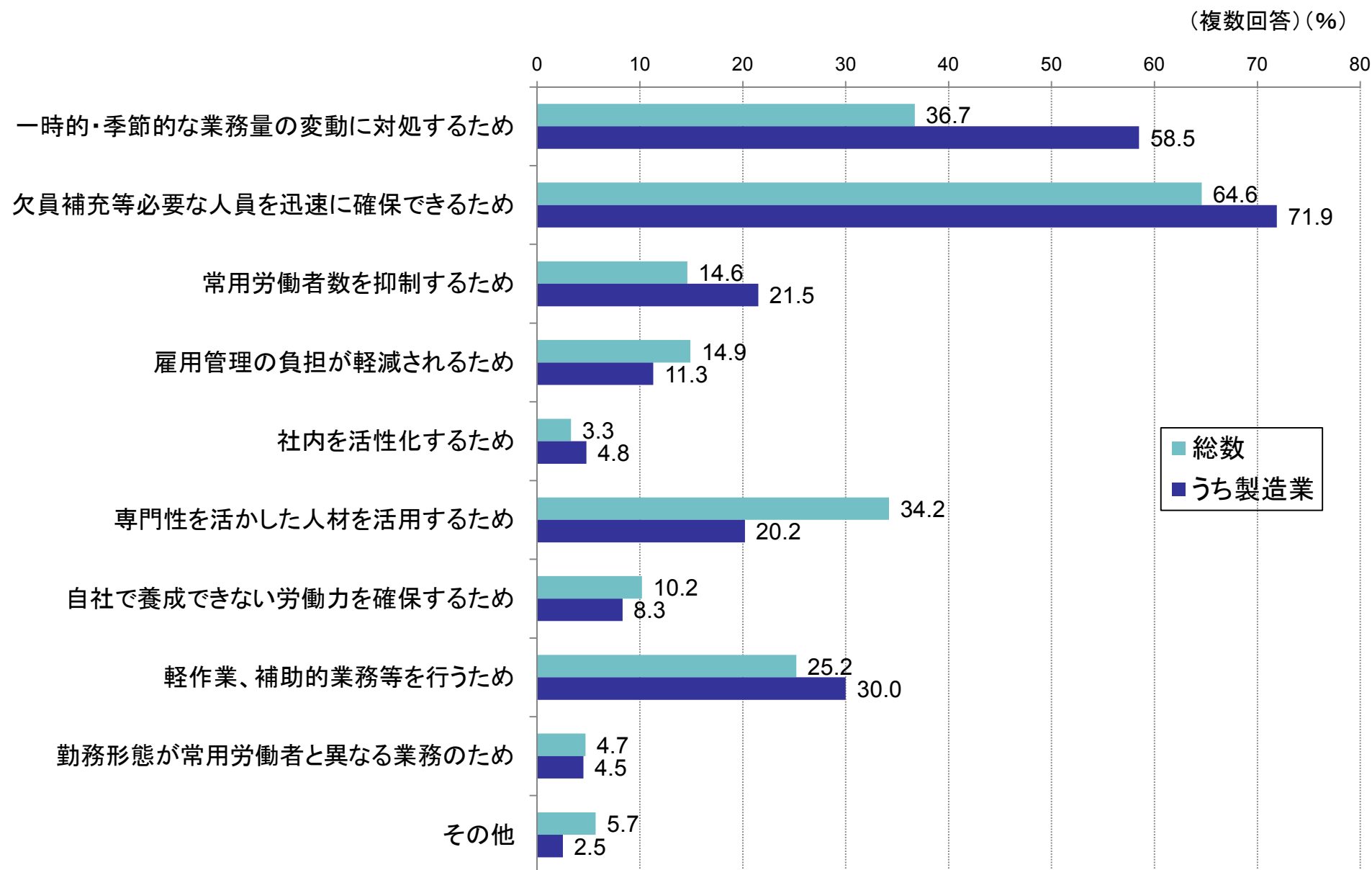
(出典)労働力調査(基本集計)平成25年7月分(速報)

②就業者全体と製造業就業者数の推移(年平均)



(出典)労働力調査

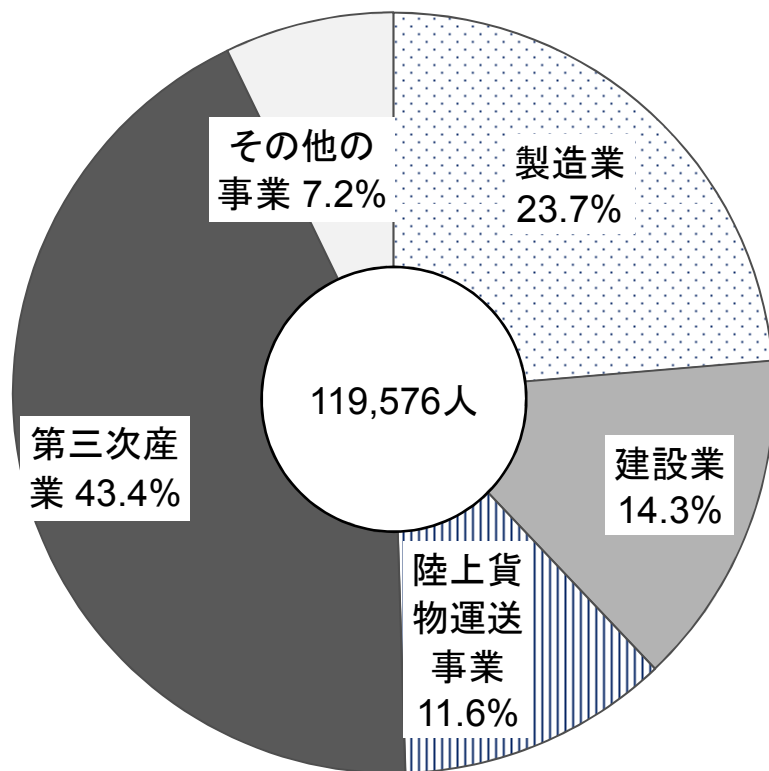
派遣労働者を就業させる主な理由(派遣先調査)



資料出所: 厚生労働省「平成24年派遣労働者実態調査」

労働災害の状況

全労働者の労働災害の業種別割合

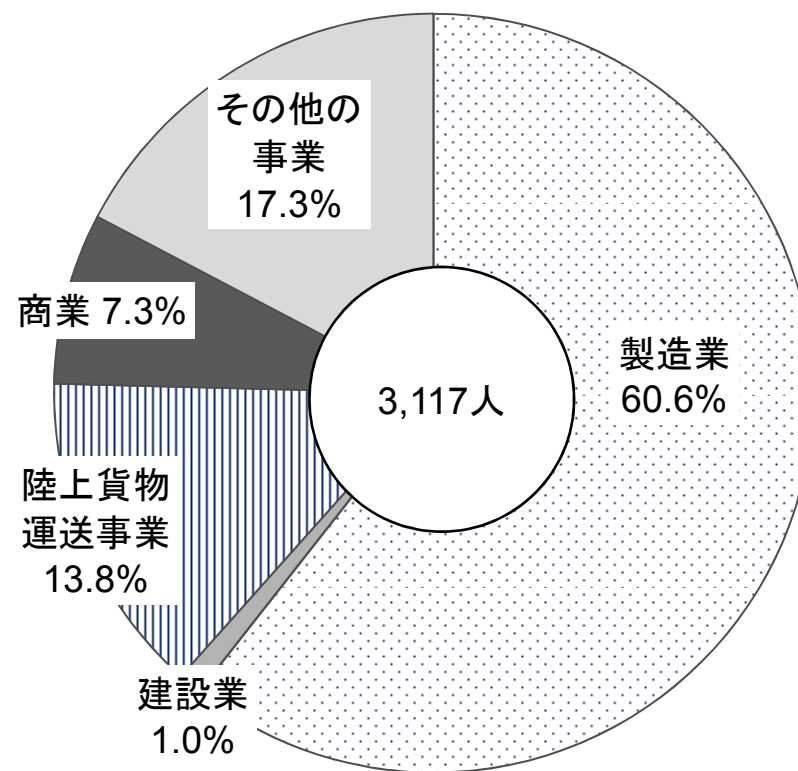


※休業4日以上之死傷者数

(備考)

- 製造業の就業者の割合: 16.5% (平成24年)
- 全就業者に占める労働災害による休業4日以上之死傷者数の割合: 0.19% (平成24年)

派遣労働者の労働災害の業種別割合



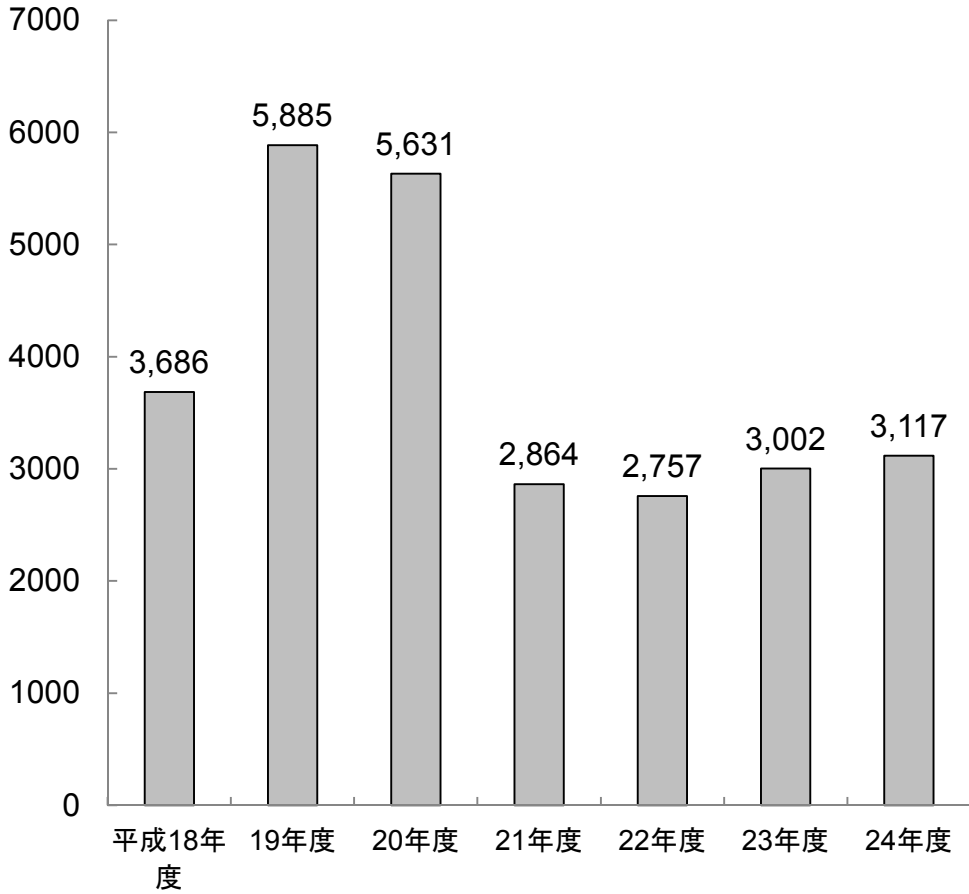
※休業4日以上之死傷者数

(備考)

- 製造業務に従事する派遣労働者の割合: 19.1% (平成23年6月1日)
- 全派遣労働者に占める労働災害による休業4日以上之死傷者数の割合: 0.22% (平成23年)

派遣労働者の労働災害の状況

派遣労働者の労働災害による
休業4日以上死傷者数の推移



労働災害による死亡者数(平成24年)

	死亡災害	死亡災害が休業4日以上死傷者数に占める割合
全労働者	1,093	0.91%
派遣労働者	15	0.48%

資料出所:厚生労働省労働基準局「労働災害発生状況の分析」

派遣労働者の雇止め等の状況について

(単位:人)

	平成20年10月～ 23年3月の累計 (平成22年12月時点)	23年 1月報告	2月報告	3月報告	4月報告	5月報告	6月報告	7月報告	8月報告	9月報告	10月報告
合計	152,479	70	294	1,004	899	404	546	256	191	154	115
製造業	146,840	70	294	897	581	404	546	207	191	154	115
運輸・郵便業	1,079	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0
卸・小売業	307	0	0	68	0	0	0	0	0	0	0
その他	4,253	0	0	39	284	0	0	49	0	0	0

	11月報告	12月報告	24年 1月報告	2月報告	3月報告	4月報告	5月報告	6月報告	7月報告	8月報告	9月報告	10月報告
合計	273	560	408	549	538	119	136	344	219	126	434	311
製造業	273	531	408	480	538	119	136	344	219	126	434	114
運輸・郵便業	0	0	0	69	0	0	0	0	0	0	0	0
卸・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197

(注1) 全国の労働局及び公共職業安定所(ハローワーク)を通じて、事業所に対する任意の聞き取り等により、実施済み又は実施予定として、把握したものであり、全ての離職事例やその詳細を把握したものではない。

(注2) 派遣元事業所、請負事業所において正社員として雇用されているものを含む。

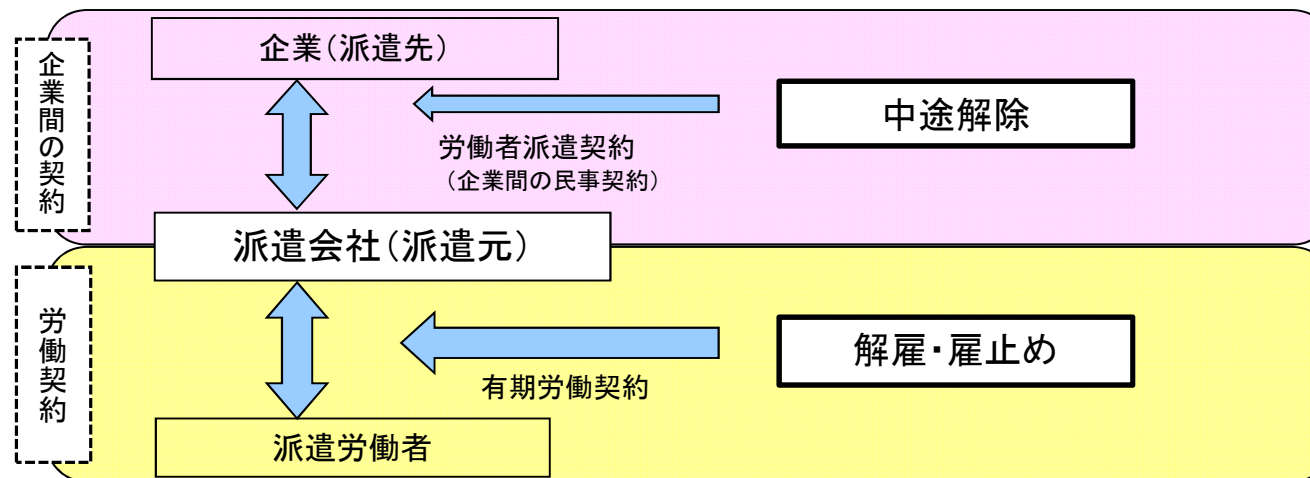
(注3) 「雇止め等」とは、派遣契約の中途解除や再契約停止有期雇用契約の再契約停止などによる雇用調整などをいう。

(注4) 平成23年1月報告分から、一つの事業所において30人以上の離職(予定)者数の情報を把握できた雇止め等の状況についてまとめたものに変更している。また、これ以前は、平成20年10月から各月の時点で実施済み又は実施予定として把握したものを累計して公表したものである。

派遣先の都合で派遣契約を解除するときに講ずべき措置

平成24年派遣法改正において、以下の規定が指針から法律に格上げされた。

- 派遣先は、派遣先の都合により派遣契約を解除する場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用の負担等の措置を講じなければならない(法29条の2)
- 派遣契約に、派遣契約の解除時に講ずる派遣労働者の新たな就業機会の確保、休業手当等の支払いに要する費用の負担等に関する事項を盛り込まなければならない(法26条)



○いわゆる「派遣切り」への対処として、労働者派遣契約の中途解除が派遣労働者の解雇、雇止め等につながることをなく、平成21年3月に派遣元・派遣先指針を改正。

派遣元・派遣先指針の事項を、平成24年改正にて法律事項に格上げ

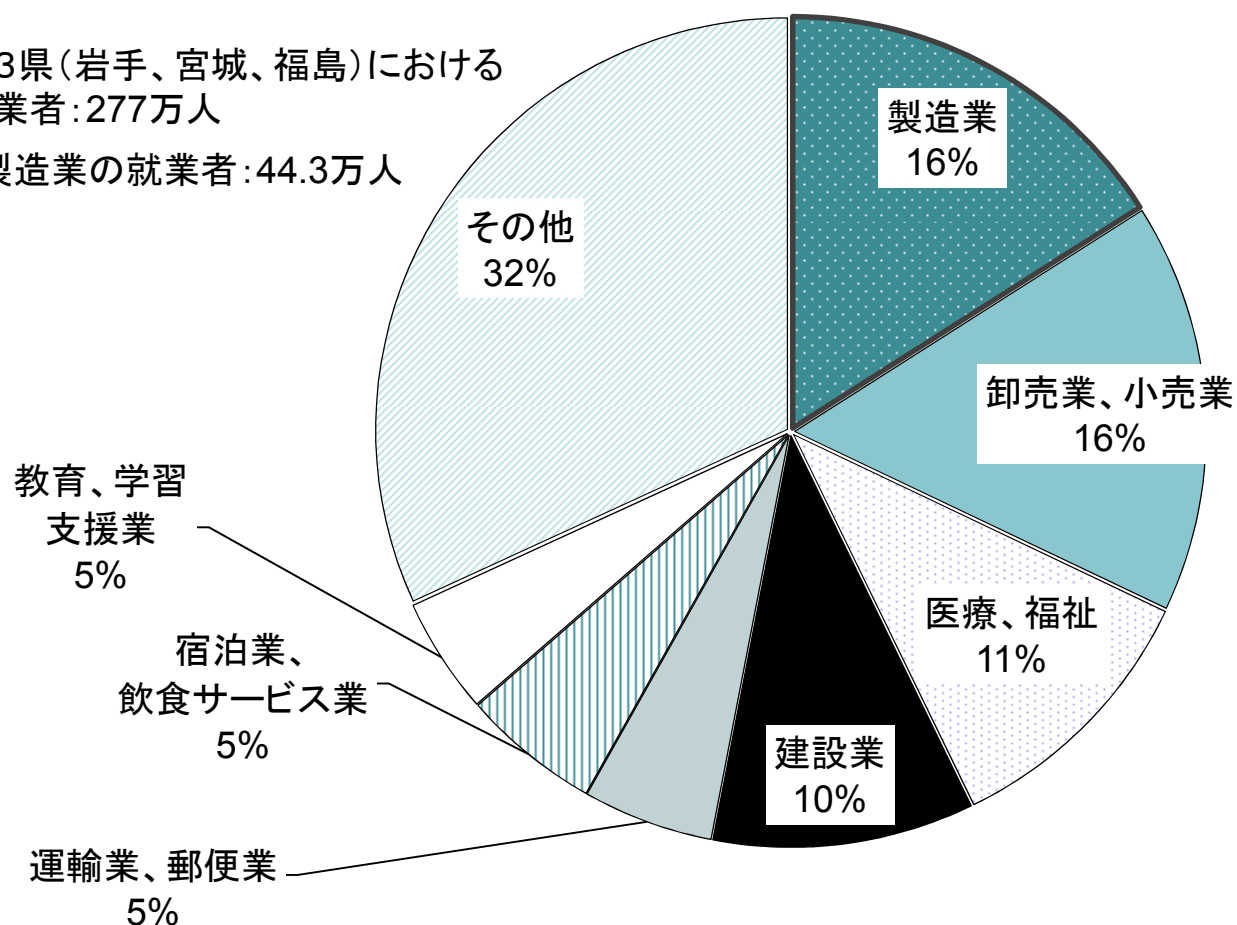
被災3県における就業者数の状況

○ 被災3県においては、全就業者の約16%が製造業に従事している。

被災3県における産業別就業者割合

○被災3県(岩手、宮城、福島)における
全就業者:277万人

○うち製造業の就業者:44.3万人



資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」